

第 164 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 6 年 7 月 22 日（月）13:49～16:33

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、野村知宏内閣府地方分権改革推進室参事官、多田聡内閣府地方分権改革推進室参事官事務代理、小原宏朗内閣府地方分権改革推進室企画官、能勢和彦内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 6 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやり取りは次のとおり。

<通番 16：公立大学法人による出資範囲の拡大（総務省、文部科学省、経済産業省）>

（大橋部会長）公立大学法人に関する提案は今まで過去何回も出てきた。パターンは同じで、国立大学法人で規制緩和や新たな試みが行われ、それから数年遅れて公立大学法人を国立大学法人並みにしてもらえないかという提案がずっと続いている。公立大学からすれば、いつも同じ出発点ではなく、国立大学の後追いで初めて参入できるという時間差がいつもある。この後追いを正すような提案がずっと続いていて、不利な立場に置かれることが恒常的になっている。公立大学法人も、同じ大学として競争していて、研究能力などでは遜色がないと思われる。公立大学がなぜいつも国立大学の後ろに置かれているのかということについて、文部科学省はどうお考えか。ここを考えていただかないと同じ提案がこれから先も続くことになるため、そのところはいかがか。

（文部科学省）大橋部会長がおっしゃるとおり、同じ大学としてきちんとどうということをやっているのかというのを常に両方見ながらやっていく必要があると思っており、これまでも国立大学法人が何か制度改正をするときは、総務省とも情報を共有しながらやってきたが、まずは国立大学でやってみようというような風潮もあった。今後新しい仕組みを導入する場合は、きちんと公立大学においても検討するということは心してやっていきたい。

（大橋部会長）基本哲学を確認した上で、今回の提案によれば、特定研究成果活用支援事業者への出資が公立大学法人はできない。国立大学がまだやっていない初めての試みであれば、いろいろとニーズを掘り起こして、予測を立てて検討していくということは理解する。けれども、国立大学が既に制度を利用して、ある程度実績もあるなど、新規で検討するときとは状況が違う。現時点で第 1 次回答ではニーズ等の確認を行うと書いてあるが、確認の中身として、一から全部立証していくというよりは、むしろ公立大学だとなぜできないのか理由はあるのかということから始めていただき、できない理由がないのであれば、国立大学と同じように出資を認めていただくという考えでやっていかないと時間がかかり過ぎる。また、現行制度で認められていない事項について地方公共団体がニーズを立証するというのは敷居が高く、例えば同じ都道府県にある国立大学で制度を利用してきているのであれば、公立大学でも利用させていいのではないかとといった方向で、ニーズを確認するくらいにとどめていただきたいが、いかがか。

（文部科学省）そこも部会長御指摘のとおり、同じ大学として、やっていることも近いわけで、一から細かく確認をするというよりも、例えば国立大学でやっているこういうことは公立大学でもできるというようなお話をさせていただくという形での確認かと思っているが、具体的な提案が少しはないと、必要な法令改正などをやるときに立法事実としての整理が必要と考えており、その点を確認させていただくというイメージである。

（大橋部会長）公立大学が地域の特性のような具体例を 1 つ挙げて、こういうことをやりたいと言っていたければ大丈夫だというくらいに、柔軟に対応いただけるということでよろしいか。

（文部科学省）我々としても、具体性があれば、そこは問題ないかと思っており、そのようなことを各提案団体にある大学から出していただきたい。

（大橋部会長）この問題は、高等教育機関をどう拡充するかという問題のほか、地方における大学は知のリソー

スとして非常に重要で、ベンチャーとか産業振興の起爆剤になる核のような性格があり、これを活用しない手はない。今、政府はスタートアップへの投資を推進するとか、特区など経済関係でも力を入れている。そうすると、これは二重の意味があり、教育機関として地方の中核となる拠点の育成を加速することと、産業の後押しをするという2つの重要性があるため、是非経済産業省からも加速的に進めるようにバックアップをお願いしたいが、いかがか。

(経済産業省) おっしゃるとおり、ベンチャーはスタートアップ5か年計画に基づいて支援しているところだが、総務省が所管する独立行政法人のお話であるので、そのバランスも見ながら対応していきたい。

(大橋部会長) あと、一通り確認したいが、指定国立大学法人は確かに国立大学法人の中から少し範疇を絞っているということは理解する。今回は、地方版指定国立大学法人を作ってくださいということではなくて、指定法人に認められた特例の中の1つである出資関係のところをやりたいという提案なので、指定法人そのものの指定要件よりは少し緩やかになるのかなと思うが、いかがか。また、第1次回答に一定基準と記載があるが、これだけでは地方から見たら何を要求されているのかよく分からないため、もう少し具体的に、何を、誰が、確認して指定国立大学法人並みの出資が公立大学法人にもできるようになるのかという予測可能性を与えるような意味で、もう少し基準を細かく示していただきたい。現時点での実績は東北大学だけだから、公立大学はもう少し待てというのではなく、幾つかメルクマールみたいなものを挙げていただき、その道筋というかフレームワークのようなものを示していただくことが必要と考えるが、そこはいかがか。

(文部科学省) 参考資料の16ページに指定国立大学法人の要件があり、2.の真ん中に点線囲みが、まさに指定国立大学法人になるときの申請要件である。今、御指摘いただいた大学発ベンチャーへの直接出資以外のところは全ての国立大学法人に対してもうオープンになっており、ここに関してはこのような要件は不要だと思うが、指定国立大学法人を指定する場合はこの要件の中で指定したので、これは総務省と御相談しなければいけないが、このようなことを示して、これをクリアできるかというようなことは一つの一定基準としては整理できるのかと考えている。

(大橋部会長) 公立大学だからといって地方の大学というわけでもなく、今回の提案を見ると、東京、大阪、京都など、産業基盤にとっても中核になるような地域には伝統のある公立大学があり、そのポテンシャルは、私のような同じ大学に籍を置く者から見ても高いものがある。そうすると、こういうところを初めから視野の外に置いてしまうよりは、中に入って競ってもらったほうが制度としては活性化するとと思われるため、参入するときにこういう形で判定するという何か基準等を示して、チャレンジしやすいよう枠を設けていただく必要があると考えるが、そこはいかがか。何か示していただけないか。

(文部科学省) 今のような基準、指定国立大学法人の場合の申請の基準などを示して、この基準をクリアされたところは出資が可能だというのも一つの整理かとは思いますが、法令の立て方というか、そういう新しい指定の区分を作らないでそういうことが問題なくできるかというのは、共管している総務省と御相談させていただいて決めたいと思う。いずれにしても、こういう基準をクリアすればできるということはお示しできるかなとは思う。

(大橋部会長) そういう基準の話とか、具体的なスタンスの話、先ほど確認したようなことを、是非第2次ヒアリングの時にはここでもう一度確認させていただきたい。是非、そこを具体的にお示しいただけるように準備いただきたい。

(勢一部会長代理) 今の議論からだ、前向きに御検討いただけると理解している。公立大学の立場としては、制度が常に国立大学の後追いというのでは、同じ大学として競っている中で、イノベーションを起こすことができなくなるため、是非そこは横並びでの制度改革を御検討いただきたい。それと、公立大学法人はかなり多様で、小規模の学科の少ないようなところがあるから制度の枠外だというような形ではなく、多様性を踏まえて、それぞれの能力やポテンシャルに合わせて制度を活用できるような形で御検討をいただきたい。

地域で担っている役割は、公立大学法人はかなり地元の課題解決に資するところもあり、地域でのネットワークも非常に強く、中小企業などの支援もやっていたいというため、そういう意味では、幅広く地域の活力を底上げできるような体制という形で御検討いただきたい。

(大橋部会長) 提案の実現のためには、法律改正の必要な事項だという受け止め方でよいか。一括法案でまとめて改正できるため、次回、第2次ヒアリングのときには、先ほどの具体的な基準の話というより、どちらかという運用の基準の話になるかと思われる。そのため、運用基準の基になる法律のほうも少し手を入れていただく必要があると考えており、その改正の見込みと方向性、そこでの基本的な運用の哲学と具体的な基準を具体化していただければ議論が活性化するため、そういうことを是非御検討いただきたい。地方の経済にも関わるため、検

討いただいた結果を、次回伺いたい。

＜通番 18：家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること（農林水産省）＞

（大橋部会長）動物園の動物は、恒常的な流通は行われておらず、一般的には個体毎に管理されていることからまん延のおそれが高いという話であるが、提案団体が示した事例では、動物園で鳥インフルエンザが確認され自衛殺が実施されており、これ以外に和歌山県でも事例がある。動物園にいる家畜は、説明があったように家畜伝染病予防法に基づく殺処分をすることは可能でその事例もある。また、まん延のおそれが低いとされた家畜以外の飼養鳥についても、まん延のリスクがあることから、自主的な殺処分をしたところが出てきている。そうだとすると、動物園だからまん延のおそれが低いというのは、現実とは違うのではないか。

実際に動物園の中でも殺処分を行うという事例があつて、家畜以外であっても、実際には自衛の殺処分を行ったところと、それを行わなかったところが出てきているという状況からすると、場合によっては自主性に任せておけないという自治体の考え方も分かる。現実におけるリスクの顕在化が先ほどの説明よりもっと切迫しており、動物園ではまん延しないという前提に違いがあるのではないか。

また、財産権の制約について、今回は、検査で陽性が出た個体についての提案であり、検査して陽性の個体はそれ自体が危険性を内在しているものなので、財産権といっても内在的制約という観点からは、それ自体財産的価値がないと評価することも可能だし、それ自体が社会にとって危険な存在ということも明確になった存在なので、財産権補償の話よりは、ここに至ってはリスク管理を重視した制度設計に重点を置くべきではないか。

日本の行政には比例原則があるため、殺処分の規定を置いても抑制的に扱われることとなる。最後のセーフティーネットが欲しいという提案については、事例を見るとそれを用意していいような段階に至っている気がする。そこのところの措置をすることはできないかという提案であるがいかがか。

（農林水産省）触れ合い動物園等では、鶏など家畜に近いものを飼っている動物園が一部あると思う。一般的に家畜に近いものであれば、経済的にも日頃から代わりに入手をすることなども比較的可能だと思う。そういったようなものは殺処分の命令ができる形になっているが、特に検査が陽性になったようなものの中には、家畜と違って簡単に殺せないような貴重な鳥類もいる。実際にそのような動物については、治療やまん延防止措置によって、貴重な動物を殺さずに病気の広がりを抑えることが可能であった事例もある。

動物園の動物は、個体又は群ごとに囲われて管理されており、日頃からそれが外に移動するということが想定されないところが家畜とは大きく異なる。また、外から頻繁に動物が入ってくることもないので、家畜と動物園の動物が接触する可能性は非常に低いと考えているため、動物園の動物について殺処分の命令をする必要はないのではないかと考えている。

消毒や通行制限、あるいは注射・投薬等は、現行の規定の中でも動物園の動物についても適用が可能な形になっており、これをきちんとやれば、まん延防止措置としては十分に対応できると考えている。

（大橋部会長）隔離と言っても野生動物が外から飛んでくるというような事例があり、実際に動物園で病気が起きて、自衛殺を実施しているところがある。施設としては貴重な動物について殺したくないに決まっているのに、それを殺さざるを得ないようなところに追い込まれる事例が出てきている。このことを踏まえて、現場から最後のセーフティーネットとして、手段を用意してほしいという要請だと思う。抽象的な話ではなく、具体的な事例に臨んでの制度改正要請なので、そういう手段を用意する必要があるのではないか。何か起きてから後追いで制度を用意するよりは、予防的に設けることが大事なのではないかと思うがいかがか。

（農林水産省）動物園等で飼養されている動物以外にも、野生動物などもたくさん世の中にはおり、野生動物についても同様の措置が可能なかどうかと言えば、家畜とは異なり対応が難しいと考える。

野生動物等におけるまん延リスクの大きさ、あるいはそこにおける殺処分の在り方とのバランスを考えて、まん延防止措置としてまん延の可能性がどれほど大きいのかというところで飼養動物についての殺処分命令は考えられるべきものと考えている。

リスクのレベルで考えると、野生動物でまん延しているような状況において、動物園動物について法令をもって殺処分の命令ができる体系を整える必要性は財産権とのバランスから考えても難しいと考える。

（大橋部会長）野生動物一般ではなく、家畜以外の飼養鳥についてもまん延のおそれが生じている。実際に感染したものの財産権というよりは、むしろそれに伴うリスク管理の手段を整えるということを考える時期に来ているのではないか。農林水産省で、ほかにはこういう事例は把握されていないのか。

（農林水産省）先ほどの動物園以外にも鳥インフルエンザの発生事例はある。直近の事例では、令和4年度から5

年度にかけてのシーズンに多く発生したが、それぞれ動物園で自主的な殺処分を行っている。

ただ、実際にその中で、まん延のおそれがあるにもかかわらず、飼養管理者の方が殺処分に応じず、行政が対応に困ったという事例は聞いていない。

(大橋部会長) 動物園では隔離されているためまん延のリスクは低いということだが、実際に動物園で自主的な殺処分を行っているという事例はほかにもあり、今は自主的な対応で何とか対応できているということであるが、それがいつも自主的な対応でできるかどうかは個別事例の問題に委ねるようなことにしかならない。実際に事例が起きているのだとすれば、安全措置として手段を考える時期に来ているのではないか。それは時期尚早であるか。

(農林水産省) 財産権がそういう意味では非常に難しいと考えている。家畜は一般的に日頃から流通しており、最終的には出荷をする形になるので、経済動物として殺処分に対する対価が測りやすいものであることから、私どもも命令をさせていただき、必要に応じてそこに対する補償もやらせていただいている。家畜以外の動物では、そこにどれほどの価値があって、どういった程度で命令できるのかということが非常に社会的にも難しいのだと思う。そのバランスを家畜の防疫だけではかえることができないため、現状、家畜以外の動物については、殺処分は極めて慎重にやらせていただいている。仮に命令をできるようにした場合に、そこに対する財産権の補償は個別のケースごとで測りづらくて難しいのだと思う。そういった面でも、法律の中で命令をすることができるという規定を設けることには慎重にならざるを得ないと考えている。

(大橋部会長) 殺処分の規定を置くというのは、動物園が隔離をして獣医の所見を踏まえて措置を取っているものについて殺処分をするのではなく、個体としては陽性が判明し、これ自体が社会的には危険な存在になっているにもかかわらず、動物園が必要な防疫措置をやらないところが出てきたときに、殺処分を出すという限定要件をつけての話だと思う。

現状では、必要な防疫措置をやらないところが出てきたときには策がない。そこを入れてほしいというだけであって、その段階で発令しても、財産権侵害とか言う人は誰もいないと思うし、個別事例というよりもかなり限定された事例になると思う。抽象的な一般論ではなくて、今お話ししたような状況の下でもなおできない理由を示していただきたい。その段階でも財産権補償というのは理由にはならないのかと思うがいかがか。

(農林水産省) 家畜の病気を広げたくないというのが私どもの本旨であり、その思いは非常に強いところがある。ただ、消毒あるいは治療が可能な状況で封じ込めが可能だという状況も実際にあると思う。例えば、希少な鳥類が鳥インフルエンザにかかったという事例は実は過去にあった。その鳥類に対して、ヒト用のタミフルを獣医が処方することによって治療をして生き残らせることができたという事例がある。個別の判断ということなのかもしれないが、そういったものについて、殺処分をすることができるという形に仮にしてしまうと、希少な動物の命を守るという、私どもの立場とは違う立場からの重要性とのバランスで、家畜防疫のために必要だからというその一点だけで法制度上やることができるという規定を設けるのはなかなか難しいところがあると思っている。

(大橋部会長) 隔離や治療等を行わないものについて殺処分等の防疫措置命令を行うことができるものと規定するのであれば、多くの場合はそのような事前措置を執ることによって殺処分は回避できる。そうではなく、今は性善説に立って制度設計ができているので、隔離や治療等をやらないような施設管理者が出てきたときには、そこに対して何もできない。殺処分を促進しているのではなく、現在、管理者の善意に委ねるような仕組みにしかっていないため、予防の観点から最後のセーフティーネットを用意することを考えるところに来ているのではないか。何か方策について検討いただけないか。

(農林水産省) 1つ補足させていただくと、提案は家畜伝染病予防法での措置をということではあるが、動物園動物に対しては、環境省管轄になるが、動物の愛護及び管理に関する法律で動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針を定めている。動物園動物は基本的にはこちらの枠組みで、衛生管理や殺処分あるいは治療の方針を定めており、これに基づいてやっている認識である。つまり、こちらの枠組みの中で現行は動いており、これの外に出て困っている事態は生じていないという認識である。

(大橋部会長) こちらで提案について措置が取れるという道筋をお示しいただけるか。そこが示されたら、提案団体は提案に対して満足ということになるのか。

(佐伯参事官) 動物の愛護及び管理に関する法律の動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針は、動物を飼っている管理者の方の努力義務に基づいて対応の方針が示されていると理解している。提案団体は基本的に相手方の意思に反してでも処分できるということを求めるものと理解すると、そこがマ

ッチするのかどうかだと思ふ。

(大橋部会長) かなり追い詰められた限定的な事例についての対応策として、最後のセーフティーネットが欲しいというときに、ここに書かれている対応方針とか努力義務とかに基づくような仕組みは、それに対しての対応にはならないので、この要望に応え得るような回答を用意いただきたい。

出てきている提案は切迫した事例についての対応を求める声なので、今回の回答だと、その前の一般的なところの話であり、少しかみ合っていない気がする。第2次回答のときには、管理者の善意に任されていて空白になっているところについて、提案団体が安心できるような内容の回答を用意いただきたい。

(磯部構成員) 私は環境省の動物愛護部会に所属しており、動物の愛護及び管理に関する法律の話はいろいろと違うが、本当にいろいろな業者がいて、性善説ではいられないという世界のように思っている。自主的な殺処分を委ねて、穴があるままとして済ませていいとは思えない。規定を置いたら濫用されるとか、財産権侵害ということになるともわかには思えないので、一度現場のニーズも聴きながら、前向きに検討いただきたい。

(大橋部会長) 業者もいろいろのようなので、そういうことを踏まえて万が一のときにも対応できるような方策について、そういうことを加味した形での第2次回答をお待ちしたい。

(農林水産省) 論点を整理して、現場の声も可能であれば実際伺って、どういう整理がかなうのか、改めて回答させていただきたい。

<通番 21：建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し（国土交通省）>

(大橋部会長) 提案団体は、航空法の仕組みを見ながら、同じような形になることを求めているのだと思う。特に、打刻に伴う機械の調達や、職員の技術を継続的に担保していくことが非常に大変だということが根底にある提案である。

最終的な到着点は、提案団体の趣旨を踏まえ、実現の方向に舵を切っているということで了解したが、気になるのは、実現するための手段をどうするかということである。

先ほどの御説明では、建設機械抵当法という法律においては、打刻という仕組みが素朴に書いてあるだけであるため、この法律の下で、あとは運用でできるとのことであった。対応としては、通達などを出して、地域ブロックで担当者へ説明するようなことを考えているのか。法律で具体的に、打刻でなくても金属板の設置で行うことが可能ということに記載するのか。航空法の場合は、航空法施行規則において、打刻には実際に打ち込む打刻と金属板を固定する2つがあると書いている。このように建設機械抵当法施行規則でも、新たに方法を1つ追加する形で具体化するのか、仕組みの作り方についてお聞きしたい。

また、2点目として、提案団体は、申請者から打刻を求められたら打刻しなければならず、都道府県において打刻の技術を引き続き継承する必要性が生じるため、都道府県では、打刻ではなく金属板でお願いしたいということ指定できる方法を望んでいるように思う。航空法施行規則の第11条では、法律で定められた、国土交通大臣は打刻しなければならないという規定を受けて、打刻か金属板の方法で行わなければならないという形で、行政庁側が選択して、場合によっては金属板でやってくださいと言えるような仕組みになっているようにも見える。そのような形で、打刻技術の継承が必要なくなるような部分も実現できる内容を担保していただけるかということを確認したい。

実現方法の道筋と、その場合に金属板の固定によることを都道府県が望めばそのように指定できるような形の制度設計になるとの認識でよいかという2点について、いかがか。

(国土交通省) 御指摘があった実現に向けての道筋、仕組みについて、結論から申し上げますと、運用でできると考えている。資料25ページの打刻業務フローという図にあるとおり、打刻というのは単に打ちつけるという作業だけではなくて、申請の前段階として所有権の確認や日程調整という行為があるほか、打刻に際して記号を決定した上で実際の打刻を行い、それを確認するといった一連の事務から構成されている。

今回我々が改善したいと回答しているのは、このうち資料の⑤の打刻を行う事務の部分であり、都道府県に代わって申請者が打刻をできるようにするという点である。打刻というのは単に打ちつける作業であって、事実行為に該当すると考えており、建設機械抵当法の趣旨を考えたとき、法律上の要請としては、打刻というか刻印が正しく行われているかが担保されていればよいだろうと、作業自体を職員が実際にやるかどうかは大きな問題ではない、法律の根幹に関わるものではないと考えている。

真正性については、職員が立ち会って確認することを条件にすることで担保されるだろうと考えており、法律上の問題はなく、単に打刻という作業を別の者にやってもらうという構成になるだけのため、運用上それは可能

と考えている。金属板についても同様の考え方で、運用上可能と考えている。他方、金属板を固定する方法を法令上明確化した方がいいという考えもある。建設機械抵当法は、建設機械抵当法施行令に打刻の方法を委任した上で、再度、建設機械抵当法施行規則に委任していることから、金属板を固定する方法も可能ということについて、建設機械抵当法施行規則に明記することも検討したい。

(大橋部会長) 制度上明確にして、疑義がないようにしてもらいたい。

古い機械をメンテナンスしながら、件数の少ない申請に備えなければならないことや、慣れない職員による打刻は危険をはらむことから、もし、打刻の手段として金属板の固定を優先したいという都道府県があった場合、そのような運用をすることが可能ということを確認に示していただきたいという点はどうか。

(国土交通省) その点は議論があると考えており、資料にも、申請者との合意に基づき行うことが必要と考えられると記載をしたところである。特に、金属板の固定のケースが課題と考えており、例えば、申請者は直接の打刻を希望しているにも関わらず、都道府県が金属板の固定でないと駄目とするのは適当ではないと考えている。

(大橋部会長) 建設機械抵当法の第4条第1項を見ると、国土交通大臣の行う打刻という言葉があり、それを受けて都道府県知事が行う打刻ということになっており、打刻には、自治体の職員が行う打刻と、申請者が自ら行う打刻と、金属板の固定という3種類が考えられる。このうち都道府県の職員が行う打刻は、新しい仕組みでも残るのか。

(国土交通省) 完全になくすことはできないと考える。申請者との合意の上で、申請者が打刻をするというのであれば認められるという考えである。

(大橋部会長) 運用として、打刻は申請者側が実施することとするのは可能か。航空機の取扱いはどうなっているか。

(小原企画官) 法律上、国土交通大臣を打刻主体としつつ、運用で認定事業場等が打刻することを可能とする形とされているものと承知している。

(大橋部会長) 提案団体は誰が打刻するかをすごく気にしているように思う。都道府県による打刻が残ると、今回の提案を受けたことにはならないので、その点を何か工夫することはできないか。

(国土交通省) 都道府県の事務負担もだが申請者側の負担も考えなければならないため、絶対に金属板の固定でなければならないとか、申請者側での打刻実施を無理強いすることは難しく、最終的には都道府県が実施する余地を残しておく必要があると考えている。

また、機械のメンテナンス及びノウハウについて、手動式の場合、記号ごとに刻印を打ちつけるだけであり、それほど大変なノウハウが必要とは考えていない。提案団体は機械式をお持ちということが要望から見てとれるが、複数の都道府県に調査したところ、機械式を持っている都道府県は、1団体のみで、その他多くの団体は、手動式の打刻機を保有している。機械式の場合は老朽化のケアをしなければならないが、手動式を持つほとんどの都道府県では、老朽化やノウハウを大きく危惧することはないと考える。

(大橋部会長) 方法の選択肢を広げた場合、金属板の固定が多くなるという見通しは立つか。

(国土交通省) 申請者としても、直接機械に打ちつけるよりも、きれいな金属板をつける方がよいと想定され、進むと想定する。

もう1点、直接打刻の関係で38都道府県に調査したところ、約3分の1の団体で申請者による打刻の実績があった。申請者は建設業者で打ちつける作業に慣れていると想定され、申請者と都道府県でよくよく話していけば、申請者で打刻していただけるということは実現できるのではないかと思う。

制度的に、都道府県は打刻しないから申請者が打刻してくださいという解釈をお示しすることはできないと考えている。

(高橋構成員) 都道府県が金属板の固定を主体にしたいということについて、国土交通省として支障があるのか。要するに、どうしても打刻してもらいたいという要望への対応を都道府県に強制する意味があるのか伺いたい。

(国土交通省) 金属板の固定について、都道府県側と申請者が合意しているのであれば、何ら支障はないと考えている。

(高橋構成員) そこは合意を不要にしてほしい。都道府県か申請者かは選択の余地があるが、都道府県に要求するのであれば金属板の固定による方法のみとすることを制度的に認めても、何ら支障がないように思う。

(国土交通省) 申請者側の負担をどう考えるかということで、金属板の用意や、溶接技術も必要になるため、直接打刻ではなくて、必ず金属板の固定にしなければならないというのは、申請者の負担の観点から適当ではないと考える。

(高橋構成員) 実態調査も必要かと思う。都道府県の負担と申請者の負担をどう考えるか、比較考量していただきたい。

(大橋部会長) 方法を広げることは了解いただけて、打刻行為を、都道府県ではなく申請者で行う形に限定できるかという、そこだけ意見がそろわないところだが、自治体の意見も聞いていただいて、第2次ヒアリングを迎えられればと思う。こちらとしては、提案団体の言うような、都道府県による打刻の選択肢がなくなる形での整理を求めたい。

(国土交通省) 地方分権改革推進室とも相談して、必要な調査を行いたい。

<通番 23：特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し（国土交通省）>

(国土交通省) これまでの経緯としては、もともとは参酌基準ではなく省令で定めるところにより標識を設置することとしていた。この点について、平成22年の地域主権改革の取組、議論の中で、地方公共団体の条例制定権の拡大を進めるべきという議論があり、今回御説明した標識の設置についても、「省令で定めるところにより」ということから、「国土交通省令を参酌して、都道府県の条例で定める」といった現行制度に改正をしたという経緯がある。

現在、国土交通省では、自治体を含むあらゆる流域の関係者が一体となって、ソフト・ハード対策を進める流域治水を全国で進めており、特定都市河川浸水被害対策法についても、流域治水の実効性を高めるという観点で、令和3年に改正するなど取組を強化してきた。

当方としては、流域治水を推進する観点からも、引き続き自治体が主体的に御検討いただいた上で、標識を設置いただくことを期待しており、また、地域主権・地方分権の観点からも、自治体で条例を制定する行為自体は、引き続き重要であると考えている。

一方で、今回、標識の内容や条例制定の事務負担などについて自治体から御意見をいただいたので、まずは全国の自治体における実態把握をさせていただければと考えている。その上で、どのような対応を行うのか、あるいは現行のままが望ましいのか、対応方針を改めて検討し、回答をさせていただければと考えている。

(大橋部会長) 御説明にあったように、この仕組みについては、かつての地域主権戦略大綱というような経緯があり、分権に配慮した形での制度設計を行い、今、参酌基準と条例委任という形に収まっているところについての提案で、標識設置という非常に特殊なケースについてのものであり、種々の検討が必要と考えている。

提案団体の群馬県の条例を見ると、条例と省令の基準がイコールになっているという状況を確認できたが、そちらが今把握されている範囲で、条例の制定内容はどのような形になっているものがあるか。

(国土交通省) 網羅的に把握をしているわけではないが、幾つか参考に調べてみたところでは、ほぼ参酌基準と同様の条例を定めている自治体が多い印象。今回、各自自治体の状況についてしっかり調査をさせていただき、その上で検討したいと考えている。

(大橋部会長) この標識自体の意義として、流域治水において、このエリアは一定の制約がかかるということを知らしめて、共感してもらうための標識だとすると、ここのエリアにはこんな制約があるということを書くことが必須要件となる。そうだとすると、ある程度条例に規定する内容自体は似たものになってくるという特殊性があり、オリジナリティーを発揮するというよりは、やらなければいけない内容であり、そこを盛り込むと群馬県のようなことになると思う。

逆に条例制定にしたことの意味は、条例にすることにより、行政だけで決めるよりは少し議論が広がっていく面があるので、今までのように河川管理者だけがやっていくのではなくて、みんなが考えてそのエリアの流域治水を協力してやってきましょうという仕組みで非常に画期的である。制定のプロセス自体も大事な仕組みだということもあり、内容が一致だからということだけで判断できないような新しい仕組みだというような認識を持っているが、それでよろしいか。

(国土交通省) おっしゃるとおり、流域治水というのは、地域の様々な主体が一体となって治水の取組を進めていくということであるため、流域治水という考え方や、条例を制定する際に自治体のほうでもきちんと関係者で議論をしていただくというプロセスもあるほうがよりよいと考えている。一方で、それが事務負担になって取組がなかなか進みにくいことがあれば、それはそれで考えないといけない部分もあるため、実態把握をさせていただきたいと考えている。

(大橋部会長) 実態把握の中で、自治体の中に面白い実験的なことをやっているようなものがあれば、紹介いただき、横展開するということをすれば、水利行政にも資する部分があり、実態の把握はそういう意味でも重要と考

える。どんなスケジュールでお聞きになるのか。

(国土交通省) スケジュールとしては、9月、10月ぐらいにもう一度ヒアリング、こちらの考え方を説明する機会があると聞いているので、それに間に合うように実態把握をしたいと考えている。

実態把握の方法については、単に事実関係を調べるのに加えて、今回の分権の提案に限らず、手続面の工夫など、流域治水でほかにも参考になるような取組をやっている自治体があるのかも含めて、あまり自治体の負担にならないよう十分配慮しながら、質問の仕方はよく工夫をして、事務局とも相談をして、実施したいと考えている。

(大橋部会長) 地域にとっても、流域治水の考え方など非常に重要なことだと思うので、様々な情報のやり取りが大事な過程であると思う。

(高橋構成員) 標識の書き方の基準ははっきりしていても、それを条例に落とし込むときの悩みもあるかと思うので、悩みが解消できるように、技術的な助言などで詳しく記載するとか、その必要があるか、悩みがないかも含めて調査いただきたい。

(国土交通省) 調査の内容については、実態と、見直すべき点などがあれば見直す内容が把握できるように、工夫をして実施させていただく。

(大橋部会長) 熱心にされているところは幾つかあると思うので、そういう団体のやり方とか、省令から条例への間の移行に伴う問題点のようなものもお聞きいただくと、さらにこの仕組み自体が有用性あるものになっていくと思う。そういう内容も踏まえながら、第2次ヒアリングをさせていただきたい。

<通番 13：民生委員・児童委員の選任要件の見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 御説明があった形で第1回目の検討会が終了したということで、流れについては理解した。41ページに記載のとおり進んだ場合、地方分権一括法のスケジュールの関係では、例年、3月の閣議決定後、法案の国会提出となるが、第4回検討会で取りまとめて、法改正に移行できるという見通しはあるのか。

(厚生労働省) あくまでも、検討会が始まったばかりのため、2回目、3回目、4回目の議論次第だとは思っているが、仮に法改正という話になるのであれば、それに間に合うような形でのスケジュールはイメージしている。

ただし、現段階で、法改正に向けて対応しているものではないため、そこは御了解いただければと思う。

(大橋部会長) 民生委員法第6条第1項で「市町村の議会の議員の選挙権を有する者」に限定しているため、法律改正になる案件だということで、一括法に合わせるような形で是非お願いしたい。

第1回検討会ではどのような議論があったのか。港区の方も検討会に入っているため、ここで説明されたような内容については議論に上がったと思うが、それ以外はいかがか。

(厚生労働省) まだ1回目のため、正式な意見は次回皆様にプレゼンいただく形になる。あくまでも1回目はフリーディスカッションであり、そのときの発言ということで御理解いただきたいが、なかなか否定的な意見や、あるいは肯定的な意見であっても要件緩和の基準をしっかりと作らなければならないという意見や、あるいは基準ができた後の運用もしっかりと慎重、抑制的にやらなければいけないだろうという意見もあった。

また、今回、港区からの提案によるものではあるが、過疎地においても人口が減少している地域はあるため、そういう意味合いでは、都心部のみではなく、いわゆる過疎地域でも少なからず効果があるのではないかというような意見もあった。

(大橋部会長) 一般的には、法改正の前に、審議会等の審議を経てから法改正という流れだと思うが、今回言及されている検討会において、ある程度のゴーサインが出れば、法改正に移行できるという見通しでよろしいか。

(厚生労働省) 然り。流れとしては、この検討会でしっかり議論いただいた取りまとめを踏まえて、仮に法改正という方向性になれば、それに応じて対応していくものである。

(大橋部会長) 先立ってお尋ねするが、法改正により、居住要件を「居住者」から拡大することとなった場合、次の委員改選である令和7年12月から適用されるという見通しでよろしいか。

(厚生労働省) あくまでも仮定としてお話をさせていただくと、次の改選準備はかなり前から取り組んでいるところであるため、基本的には次の改選に間に合う形で、令和7年12月の一斉改選にはこの見直しも適用できるようなスケジュールリングで考えている。

(大橋部会長) 検討会であるため、様々な専門の先生方や民生委員関係の方も入っていらっしゃると思うが、この検討会が開催された経緯というのは、提案が全国から寄せられて、地方公共団体や現場の非常に強い意見を受けての趣旨である。そのような経緯や問題意識は、もちろん中に入っている港区等が述べられるものだと思う

が、この検討会を主催されている事務局もそのような問題意識の説明などはしっかりとしていただいているということでよろしいか。自由討論の場を始めたので、行き先が分からないというのだと困る。

(厚生労働省) 1回目の検討会であったため、自由討論というよりも、各委員の先生方に御意見をくださいと言っている。我々の資料の中でも、提案があったところからしっかり御説明をさせていただいているので、御理解いただいているものと思っている。2回目の検討会においても、改めて私から趣旨等を説明させていただきたいと思っている。

(大橋部会長) この専門部会との関係では、令和6年度に結論出すということで対応方針が閣議決定されているため、第2次ヒアリングのときは結論をいただければと思う。

(高橋構成員) 第2次ヒアリングの際に前向きな御回答をいただけるよう我々も期待しているので、是非ともよろしく願いたい。

また、民生委員法の改正の検討は分権提案がきっかけである。今までの様々な制度改正のときに、分権提案をきっかけにしたということが外部に伝わらない御説明が多い。我々が成果を誇るために申し上げているのではなく、分権提案の意義を広く全国に御理解いただくために、制度改正される際は、これが分権提案をきっかけにして改正したということ、是非一言付け加えていただきたい。これは先走ったお願いになるが、その点是非よろしく願いたい。

(大橋部会長) 地方公共団体から意見が寄せられ、それを受けて関係省庁として要件を見直したという経緯を御説明いただくと、提案した団体も励みになるだろうし、フィードバックの面でも現場と企画立案が一体化していくのは良いことだと思う。

(厚生労働省) 何度もお伝えしているが、検討会でこれから議論をさせていただいて結論を得るという段階である。趣旨は理解させていただいている。

(大橋部会長) それでは、良い第2次ヒアリングをお待ちしているので、よろしく願いたい。

<通番3：戸籍情報連携システムの利用対象事務の拡大及び利用対象者の拡大（総務省、法務省）>

(大橋部会長) まず、戸籍情報連携システムの利用対象を都道府県にも拡大するという提案からお聞きしたい。都道府県による地方税の賦課徴収事務において、納税義務者が死亡している場合には相続人を特定するために公用請求を行っており、提案団体からは、自動車税で年間500件、固定資産税で1万件、さらに滞納整理になると年間2万9000件もの公用請求を行っていると聞いている。公用請求は郵送による方法で、人手を使い、回答が来るまで1か月くらいの時間がかかることもあり、大変アナログな仕事が地方税の事務において残ってしまっている。今年の提案募集では「デジタル化」を重点項目に置いており、自治体の使い勝手のいいような仕組みを作って欲しいということ以外にも、今回の提案のように、デジタル化された仕組みが既にある、それを使えば解消できるのにもかかわらず、それが使えないがためにアナログなやり方が残っていることは、業務の効率化や働き方改革の観点からしても、地方行政の在り方として問題があるのではないかと聞いている。地方税の事務の執行上、非常に大きな問題がここにあるので、総務省の地方税担当部署も一緒になって、是非業務改善という観点から、戸籍情報連携システムを使うことの可能性についての検討をお願いしたい。

また、都道府県の税の問題のようではあるが、今言ったような業務執行をする上では、市町村に戸籍情報の問合せをしなければいけないということで、間接的に市町村の戸籍担当部署にも負担をかけており、広い意味では戸籍事務の話でもある。戸籍法第118条第1項で、利用主体が市町村に限られているが、これは市町村が戸籍事務をこれまでずっとやってきた沿革によるが、これだけ大きな事務上の執行問題があるのだとすると、戸籍情報連携システムの利用主体を地方税の賦課徴収を行う都道府県にまで広げていくことは急務である。

今回の第1次回答では「慎重な検討が求められる」ということだが、スピード感もないし、どんな措置を取るのかもはっきりしない。提案団体が求める提案には、これを使えば具体的支障が解消できるということが分かりやすく示されているので、第2次回答においては、法務省だけではなく、総務省の地方税担当部署も一緒になって、見通しなり考え方を示していただきたいと思っているが、これについてはいかがか。

(法務省) 先ほどの第1次回答の内容説明でも申し上げているとおり、主体が異なるので、都道府県が戸籍事務に関する戸籍情報連携システムを参照するという事は難しいと思っている。

(大橋部会長) けれども、今は法律上で「市町村長は」という形で限定しているから、都道府県では使えないという仕組みになっているだけの話で、法律改正の支障にはならない。

(法務省) そもそも戸籍事務は市町村が行っている事務であり、各県が行っているものではないため、なかなか難

しいと思っている。

(大橋部会長) 沿革的にはそうだが、国が構築したこの戸籍情報連携システムを使えば、他行政の分野がもっと効率的に事務執行を行えるというときに、これはあくまでも戸籍分野専属のシステムであるという理由で、非効率な事務執行が残ってしまうことはあるべき姿ではない。公費で構築したシステムなのだから、使えるものは使っていくべきで、公用請求のために何万人も汗をかかせる必要など全然ないはずである。戸籍事務は市町村の領域だから認められないという形式的な回答は求めておらず、認められるよう法律改正してくださいというのが今回の提案である。

(法務省) 大橋部会長が委員であった令和元年戸籍法改正に関する法制審議会の議論の中でも、大橋部会長も承知のとおり、戸籍情報連携システムを全国の戸籍事務担当者が利用することについても慎重にすべきではないかという意見もあった。戸籍に関する情報の機微の度合いを踏まえて、プライバシー保護のための措置を十分に検討した上で、法制審議会において取りまとめられた要綱においては、戸籍事務の処理に必要な範囲に限定すると明記されたものである。

したがって、戸籍事務担当者ではない者が直接利用することは、その当時およそ想定されていなかったものであり、戸籍事務以外の事務に広げることは困難ではないかと考えている。

(大橋部会長) 私も法務省の法制審議会のメンバーであったので、その経緯はよく知っている。当時は戸籍情報の広域交付そのものが難しかったのを、せつかく戸籍情報連携システムを構築したのだから、全国で使えるようにするということが、戸籍事務の効率化を図ったわけである。しかし、冒頭の説明で紹介があったように、同じ市町村の中で、例えば空き家の所有者を特定するようになるときに戸籍が必要な場合、公用請求による広域交付を利用することで、空き家対策の部局において、たとえ本籍地が他市町村であっても、同じ市町村の戸籍部局から戸籍情報の取得が可能となり、様々な事務において活用できるようになった。この辺りから、戸籍情報が、昔ながらの身分関係の公証に使うためだけのものから、ほかの業務でも使える基礎データとしての利用法も広がっている。

そのように考えると、今回の提案は、実際に地方税事務において支障となっている問題があって、戸籍情報連携システムを使えば問題が解決するということが分かっている。今までは、戸籍事務以外での利用は沿革的に見ても想定してこなかったのかもしれないが、今はデジタルの時代で、限られた人員で事務を執行していく上では、当然戸籍情報連携システムを利用できる主体の拡大について、議論すべきである。

機微という問題については、プライバシーを守るために守秘義務を設けるなどの様々な方法がある。戸籍情報が機微であるという理由だけで戸籍情報連携システムの利用主体を限定していることは理由にならず、必要なリスク回避策を取れば済むというのが、この部会の意見である。また、非常に多くの地方公共団体から同じ要請が出ており、戸籍情報連携システムを利用することで、多くの地方公共団体の事務執行に寄与できる場所があるため、従来の経緯などということではなく、新たな検討をしていただきたいが、いかがか。

(法務省) プライバシーに関する考え方については、意見がいろいろあると思うので、部会としていいのではないかという意見があったとしても、直ちに法務省としてそれでいいという話には、恐らくならない。

それから、先ほど指摘があった、分権一括法の改革の中で、空き家対策等での広域交付が同一市町村内で行えるようになったところだが、これも基本的には戸籍事務担当者がその資料を見た上で戸籍の証明書の交付をしており、戸籍事務以外の者がそのシステムを利用することにはなっていない。

(高橋構成員) 主体が違うというのは、情報連携を考える上ではあまり理由にはならないのではないかとというのが第1点である。主体が違う関係の中で情報連携している例は他にもあるため、主体が違うというのは全く理由にならない。実質的な理由は、戸籍情報の機微性というところに尽きるのではないか。戸籍情報の機微性については罰則規定が設けられており、戸籍法は1年以下の懲役、50万円以下の罰金だと思うが、他の主体についてはそれを倍にするとか、個人情報保護法も倍にして罰則をかけている。罰則について加重することを要件にする方法や、他の主体の担当者については資格要件を設けて、当該資格を満たす者でないとアクセスできないとする方法など、制度設計はいろいろあり得ると思う。機微性という理由だけで、検討する余地が全くないということだと、過去の分権提案の中には、国としての対応が難しいというものでも、関係府省において対策を考えていただいて、認められるところは認めていただいたものがある。今回の提案についても第2次ヒアリングまでに考える余地がないかどうかを考えていただきたいが、いかがか。

(法務省) 今日回答できる範囲は先ほど申し上げたところに限られているため、これ以上議論しても仕方ないと思っている。

(石井構成員) 先ほどから形式的な回答に終始しており、非常に残念に思っているところである。制度の作り方はいかようにでもなるということは、高橋先生の発言のとおりだと私も思っている。戸籍の情報が機微だからというのも、抽象的な説明にとどまっており、今回の申請との関係で、戸籍情報が特に機微性が高いものであり、プライバシーのリスクが特に高いと言うのであれば、それはどういうところに理由があるのかということを具体的に示していただきたい。また、一定の職員にのみ閲覧権限を与えることや、技術的なリスク回避の方法、罰則を厳格にするという方法もあるので、柔軟に検討していただく視点が重要ではないか。

オンラインの世界は状況変化が非常に速い世界であるため、戸籍の事務は市区町村に限るといような対応のままだと、システムを柔軟に使っていくという発想自体を否定するようなことにもなりかねず、状況変化に応じて柔軟にシステムを運用していくという視点がないと、お金をかけてつくっているものが無駄になってしまうリスクがあるのではないか。プライバシーと言うのであれば、具体的にどういうリスクが高いのかということの説明してもらわないと、形式的な対応にとどまってしまうと思う。

また、国民のプライバシーが晒されてしまうことを危惧しているならば、都道府県は秘匿性の高い個人情報を扱うことができないぐらいセキュリティの脆弱な組織なのかということになる。都道府県も住民基本台帳ネットワークシステムを通じていろいろ情報を扱っており、都道府県だから利用できないということではないはずである。

議論してもしょうがないという回答であるので、積極的な反応は何もないのかもしれないが、意見としては申し上げた。

(大橋部会長) 都道府県の賦課徴収事務において利用を拡大するという提案については、地方税を所管する総務省と一緒に検討をしていただき、戸籍法改正も視野に入れて都道府県で扱えるようにしていただきたい。プライバシーを守るセキュリティのやり方は複数あり、その点も踏まえて検討していただきたい。こちらの問題意識を伝えたので、第2次ヒアリングのときには、この点について回答いただきたい。

(法務省) 1点だけ、プライバシーがどういうものかという指摘について、戸籍は日本国民の親族的身分関係を公証するという機能の中で、婚姻の有無や認知の有無など、極めて高度なプライバシーに係る情報を取り扱っているものである。戸籍事務とそれ以外の事務については、法律の根拠・目的が異なる別の事務となるので、国民のプライバシーの保護という観点からすると一定の線引きが必要であって、かつ合理性のあるものと考えているので、御理解いただきたい。

(大橋部会長) 理解できない。同一市町村の中では、戸籍部署以外から戸籍部署に公用請求の依頼があった場合、たとえ本籍地が他市町村であっても、戸籍情報連携システムを利用し、広域交付によって戸籍情報の提供を受けることができるようになっている。都道府県が戸籍情報連携システムを利用することについて前向きに検討いただきたい。

(石井構成員) プライバシーのところコメントいただいたが、その回答自体が抽象的で一般的である。今回の都道府県による利用が必要とされている事務との関係で、どのような情報が必要かということをもっと細かく分析して議論すれば、検討の余地があるのではないか。形式的で抽象的な回答ではなく、今回の申請との関係で何ができるかということを検討いただく姿勢が求められているのではないかと思うので、それも意見として申し上げておきたい。

(高橋構成員) 戸籍事務に利用を限定しているのは、戸籍法施行規則で規定しているからであって、規則を変えればいいのではないか。

また、これ以上議論しても仕方がないということだが、今日はお持ち帰りいただいて、第2次ヒアリングまでには組織において検討できるはずである。今日出席された方では検討できなくても、第1次ヒアリングの結果を踏まえて組織で検討し、今日のヒアリングでの議論を踏まえて、合理的な説明を第2次ヒアリングでしていただければありがたい。

(法務省) 規則であれば変えられるというわけではなく、説明したとおり法制審議会で取りまとめた要綱でも、取り扱う範囲については戸籍事務の処理に必要な範囲に限定すると明記されている。この法制審議会の答申を受け、その後の戸籍法の立法過程において、戸籍法の条文中に戸籍事務の範囲とする旨の規定を置くことも検討したが、目的外利用ができないことは言わば当然のことであり、法案においては当該規定を条文化することは見送ることになった。一方で、戸籍に記載される情報はプライバシー等の機微に関わるものであるため、施行規則の立案に当たっては、法務大臣が保存する戸籍の副本に記録されている情報については、戸籍事務の範囲に限り市区町村において参照可能となるということを明確化したものである。

(大橋部会長) 法律や規則ではそのように規定されていることは理解しているが、内閣としてデジタル行政を進めていこうという流れの中で、国が持っているシステムをどこまで有効活用できるかというような観点が必要である。多くの地方公共団体が、地方税の執行事務について具体的な課題をこれだけリアルに訴えてきたので、これに対しての返答は具体的にさせていただくことが必要である。総務省と法務省で検討いただいて、第2次回答をお願いしたい。

これ以外の提案として、住民票への旧氏の記載申請等手続のオンライン完結を可能にすることや、住民基本台帳法に基づく事務について戸籍情報連携システムの利用を可能とすることという提案が出ており、いただいた回答の中では、先ほどの広域交付の仕組みを使えば、すでに提案が実現可能であるという説明があった。住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報が必要な場合に、公用請求による広域交付が可能となっていることについて、市町村に認識されておらず、いまだに郵便や電話照会による確認を行っており、苦労している。この部分の周知をしていただくと、相当業務の効率化が進むのではないかと。

(法務省) 御指摘ありがたい。公用請求による広域交付は、令和6年3月1日から始まった仕組みであり、まだ周知されていないところがあるのではないかと。また、この仕組みは分権一括法で改正したものであり、先行した戸籍法の改正と比べると、後から改正して一緒に施行したところであるので、法務省としては、機会あるごとに市区町村に対する周知はしているところ、それが戸籍以外の違う担当部局まで伝わっているかということ、そこまで伝わっていない部局もあるのではないかと。今後も同一市区町村内では公用請求ができるということもしっかり伝えてまいりたい。

(大橋部会長) 市町村事務の労力軽減のために、是非広く周知していただきたい。一方で、住民基本台帳法に基づく事務においても戸籍情報連携システムの利用を認める提案については、これもこれまでの沿革を前提にした対応が取られており、戸籍は戸籍を管理するネットワークでしか見ることができないという理由から、実現は難しいという回答となっている。先ほどの公用請求による広域交付については、同じ市町村の中の戸籍担当部局に対し、別の行政部局が請求をするという形で、実質的には他の行政分野においても戸籍情報が取得できるような実態がここ数年で生まれてきている。戸籍法に基づく事務と住民基本台帳法に基づく事務というのは行政側から見たら異なる部局だとしても、窓口に来た住民からすると、似たような事務であり、市町村によっては同じ担当者が事務を行っているようなこともある。戸籍事務であれば、戸籍情報連携システムを使って簡単に参照ができるのに、住基事務である場合には、そこに公用請求というひと手間をかける必要が生じているというのは、非常に形式的な感じがする。住民基本台帳法に基づく事務についても戸籍情報連携システムの利用を認めることについては、いかがか。

(法務省) 繰り返しになってしまうが、戸籍事務と住民基本台帳事務では法律の根拠・目的が異なる別の事務となるため、国民のプライバシーの保護という観点からすると一定の線引きが必要であって、かつ合理性のあるものと考えており、そこは御理解いただきたい。広域交付の制度を同一市町村内で使えるという仕組みがあるので、市町村においてうまく活用できるような工夫はあるのではないかと考えている。

(大橋部会長) 公用請求による広域交付が可能になったことに伴い、今まで申請者に求めていた戸籍謄本等の添付は、広く廃止できるという方向に向かっていくということでのよいのか。

(総務省) 住民票の旧氏の記載の追加における戸籍謄本等の添付の具体的なあり方については、これから検討するところだが、同じ市町村の中で公用請求により戸籍情報が取得可能であるので、申請者に持参していただくのではなく、市町村の中で取っていただくということを検討していきたい。申請者に戸籍謄本等の添付を求めている規定の改正について、実現する方向で検討していきたいと思っている。

(大橋部会長) 申請者に添付を要求するというのは、すでに理由がないことだと思う。第1次回答において「オンライン化について検討する」と記載されているところについて、具体的な措置とかスケジュールはどのように考えているか。

(総務省) 戸籍謄本等の添付を求めないこととオンライン化というのは完全にイコールではなく、別の話になるが、まず戸籍謄本等の添付を求めないことについては政省令の改正が必要になるので、できる限り速やかに対応したいと思っている。一方で、オンラインでの申請を受け付けるためにはシステム側の対応も必要になるため、こういった形でやるかということについては、デジタル庁等とも相談していく必要があり、これから検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) 具体的な検討の内容も第2次ヒアリングで聞かせていただきたい。

(勢一部会長代理) 個人のプライバシーの問題は非常に大事なことはあるが、それは必ずしも戸籍だけが特別と

いうわけではないはずである。いろいろなところでプライバシーを守りつつ、しかし、有益に情報を使っていくというのが今のデジタルの時代の発想ということで、現場の自治体の関係者も、このような視点で今回の提案をしてきている。そのため「法律が違う」「制度が違う」で終わってしまえば、提案募集の趣旨に反する。今回提案を受けたこと、またエビデンスとして支障事例が示されていることを踏まえて、現行法としてどのように対応が可能なのかを検討することや、可能でなければ法律を変えるというのは当然できるはずである。今回、事実上のゼロ回答だったと都道府県の提案については思っているので、第2次回答では具体的な検討をしていただいた上での回答をお持ちいただきたい。

(法務省) 保証はできかねるが、意見としては承る。

(大橋部会長) 今年は「デジタル化」を重点募集テーマとしており、これだけ具体的に、しかも地方税という行政事務の中でも非常に中核的で処理件数の多いところについて、今回の提案が出されたということは、各種ある提案の中でも非常に重要なものだと思っている。是非総務省にも意見を聞きながら、検討いただきたい。事務局はよろしいか。

(平沢参事官) 今日、回答できる範囲は限られるということだったが、特に都道府県の提案について、既存のマイナンバー情報連携を活用して、法務省の戸籍情報連携システムにアクセスするというやり方があると承知している。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の別表を見ると、戸籍関係情報という定義で、婚姻関係や親子関係という情報については、マイナンバー情報連携を使用した取得ができる承知している。婚姻関係や親子関係といった戸籍関係情報に限定するのではなく、相続人を特定するために必要な戸籍情報を見に行けるように、取得できる情報を拡張していくといった方法も考えることはできないか。今回の支障に対して既存のシステムを拡張することや新しく構築するような、都道府県が自ら戸籍情報を取得できる方法についても、知恵を出していただけたらありがたい。

もう一点、戸籍電子証明書を活用した方法も考えられるところ、パスワードを市町村に請求しなければならないという手間もあるため支障を全て解消することができない。今回は都道府県自らが戸籍情報連携システムを利用していきたいというニーズのため、何かしらのアイデアを出していただきたい。今後事務的にも相談する場があるので、対応をお願いしたい。

(坂越室長) 補足するが、都道府県が戸籍情報連携システムを使うことができないということに関しては、マイナンバー情報連携という方法があり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の別表上、都道府県の事務に関して戸籍情報連携システムと情報連携することで戸籍関係情報を見ることができるとしている。しかし、婚姻関係や親子関係という概念に該当するものしか見ることができないので、それでは相続人を特定するに足りないケースがあるということが、支障となっている。戸籍関係情報ではなく、戸籍情報をマイナンバー情報連携で取得できるように法改正することができれば、かなりの問題が解決できるはずである。その点についても併せて検討いただきたい。

(法務省) 恐らくマイナンバー情報連携は、申請者がマイナンバーを提供し、本人の承諾のもとで、必要な情報を取得するという仕組みになっているので、本人が関与しないところで戸籍関係情報や戸籍電子証明書を発行するという仕組みにはなっていない。そこは前提が異なるのではないと考える。いずれにせよ、指摘いただいた点も踏まえて、どういうことが可能なのかどうか、検討することができるかどうかも含めて、今日は持ち帰らせていただく。

(大橋構成員) 戸籍の情報が非常に機微にわたるということは理解しているつもりである。ただ、今後の自治体の事務の執行体制の持続可能性という視点から見ると、都道府県や市町村において、公務員不足で担い手も減っていく中で、できるだけ省力化し、手間を減らしていく方向で、業務効率化の検討できるところは全て検討していくことが必要になってくる。自治の担い手不足という点から見て、物理的に負担をかけているものがあるのだとすれば、何か省力化できることを検討すべきである。今日のヒアリングでいろいろなアイデアを部会から出したので、是非第2次ヒアリングまでの間に幅広く検討いただき、戸籍情報の機微の関係と、行政事務の効率的や効果的処理というところのバランスを考慮し、検討いただけるとありがたい。

(大橋部会長) この提案募集は、自治体のほうからこういう支障があるという形で提案がなされ、それに対しての解決案を検討していくものである。今回の提案は、地方税の賦課徴収事務において、非常に非効率的な事務の執行問題が起きており、提案団体はそれを改善する措置を求めている。このような観点から第2次ヒアリングに向けて検討いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)